|  |  |
| --- | --- |
| 労働者のみなさまへ  周知カード  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) | 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) |
| 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) | 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) |
| 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) | 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) |
| 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) | 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) |
| 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) | 労働者のみなさまへ  このお仕事には、公契約条例で厚木市独自の「最低賃金」( 「労働報酬下限額」と呼びます。)が定められています。  ○ 対象労働者の範囲  当該契約に係る作業に従事する者  (一人親方も含みます。)  ○ 労働報酬下限額  市ホームページ又は受注者( 元請業者・雇用主) ・指定管理者にご確認ください。  (裏面もご覧ください。) |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) | ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) | ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) | ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) | ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) | ご自身の賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は申出ができます。  ○申出先  \\Svza001\0700契約検査課\26公契約条例\06手引き・HP掲載書式等\QRコード対応（確認用チラシ）\02QRコード\QR_274029-0401215322.tif厚木市役所契約検査課( 委託・指定管理→℡ 046-225-2171、工事→℡ 046-225-2080)又は受注者(元請業者･雇用主) ・指定管理者  ※申出をしたことを理由に解雇、  請負契約の解除、その他不利益な  取扱いはされません。  (表面もご覧ください。) |